RICからのお知らせ

公益財団法人 労災保険情報センター

【RICご契約医療機関の皆さまへ】

補償保険の制度変更について

1．変更理由

労災指定医療機関が、都道府県労働局に請求した診療費が不支給となった場合に、労災保険から他保険（健保等）に切り替えることになりますが、その際、当財団と契約いただいている場合は、労災保険と他保険との差額を、当財団は保険金としてお支払いしています。近年、当該保険金の支払額や本事業の運営に要する経費が増加していることから、本事業を継続するために下記の変更を行います。

2．主な変更点

（１）保険料（支援費用）の変更

変更前（旧保険料）	変更後（新保険料）
１,８００円	１,９００円 （注１）

（注１） 内訳
・補償保険料： １,５３９円
・互助費用： ３６１円

（２）保険金限度額の設定

変更前	変更後
上限額なし	限度額 ５０万円 （注２）

（注２）
同一被災者の同一労働災害ごと、且つ１医療機関ごと。

3．変更時期

（変更基準日：令和９年４月１日）

（１）保険料（支援費用）

① 令和９年３月３１日迄に労働局に対して労災診療費の請求を行い受け付けられたものは旧保険料。
② 令和９年４月１日以降に労働局に対して労災診療費の請求を行い受け付けられたものは新保険料。

（２）保険金の限度額

① 令和９年３月３１日迄に保険料の払い込みが行われた労災診療費に対する保険金は、上限額なし。
② 令和９年４月１日以降に保険料の払い込みが行われた労災診療費に対する保険金は、限度額が５０万円。
③ 付帯サービス
・令和９年３月３１日迄に労災診療補償保険金請求書を当財団が受理したものは、上限額なし。
・令和９年４月１日以降に労災診療補償保険金請求書を当財団が受理したものは、限度額が５０万円。

※ 詳細は当財団のホームページをご覧ください。

【RIC未契約医療機関の皆さまへ】

公益財団法人労災保険情報センターの機能

立替払契約

労災診療費の立替払事業

労災指定医療機関の財政負担の解消

毎月10日迄に請求した労災診療費請求額と**同額**を、**同月内**に受け取れます。当財団が立替払します。

国（厚生労働省）の全額補助事業

- 無利子、無担保、保証人も**不要**。
- 資金繰りに役立ちます。

情報普及事業

労災診療費算定実務研修会の実施等

医師会・医療機関及び事業主からの受託等事業

医師会や事業主等が開催する研修へ研修講師を派遣

図書の出版・販売の事業等

労災保険制度や労災医療等にかかわる図書の出版・販売

支援（保険・互助）契約

補償保険事業

労災診療費が不支給になった際の不利益を補償

労働局へ請求した診療費が不支給となり、他保険に切り替える際、労災保険と健保等の他保険との差額を補償保険金としてお支払します。
（労災12円/点と他の保険10円/点との差額などを補償）

【注】令和9年4月1日から保険金の限度額は50万円となります。詳しくはRICホームページをご参照願います。

互助事業

低利・無担保の長期運転資金貸付制度
図書の無償配付

契約金・会費等は不要ですが、支援契約の費用として、初診（被災労働者の1回目）の労災診療費請求時に1,800円（内訳：保険料1,439円、互助費用361円）をいただいております。

【注】令和9年4月1日から支援契約の費用は1,900円（内訳：保険料1,539円、互助費用361円）となります。詳しくはRICホームページをご参照願います。